

議案第 1 号	平成 30 年度習志野市一般会計予算
議案第 2 号	平成 30 年度習志野市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	平成 30 年度習志野市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 号	平成 30 年度習志野市介護保険特別会計予算
議案第 5 号	平成 30 年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6 号	平成 30 年度習志野市ガス事業会計予算
議案第 7 号	平成 30 年度習志野市水道事業会計予算
議案第 8 号	平成 29 年度習志野市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 9 号	平成 29 年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 10 号	平成 29 年度習志野市ガス事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 11 号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定する手数料の額が改正されたことに伴い、消防法の規定に基づく申請手数料を、政令と同額に改定するものです。

項 目		現 行	改定後
消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可申請手数料			
準特定屋外タンク貯蔵所		53 万円	57 万円
特定屋外タンク貯蔵所			
危険物の貯蔵最大数量	1,000 kℓ以上 5,000 kℓ未満	83 万円	88 万円
	5,000 kℓ以上 1 万 kℓ未満	101 万円	107 万円
	1 万 kℓ以上 5 万 kℓ未満	112 万円	120 万円
	5 万 kℓ以上 10 万 kℓ未満	142 万円	152 万円
	10 万 kℓ以上 20 万 kℓ未満	166 万円	178 万円
	20 万 kℓ以上 30 万 kℓ未満	388 万円	407 万円
	30 万 kℓ以上 40 万 kℓ未満	510 万円	534 万円
	40 万 kℓ以上	629 万円	649 万円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査			
危険物の貯蔵最大数量	1,000 kℓ以上 5,000 kℓ未満	113 万円	118 万円
	5,000 kℓ以上 1 万 kℓ未満	134 万円	141 万円
	1 万 kℓ以上 5 万 kℓ未満	150 万円	158 万円
	5 万 kℓ以上 10 万 kℓ未満	183 万円	194 万円
	10 万 kℓ以上 20 万 kℓ未満	214 万円	226 万円
	20 万 kℓ以上 30 万 kℓ未満	435 万円	455 万円
	30 万 kℓ以上 40 万 kℓ未満	557 万円	582 万円
	40 万 kℓ以上	677 万円	707 万円

岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査			
貯蔵物の数量最大	40 万kℓ未満	575 万円	593 万円
	40 万kℓ以上 50 万kℓ未満	725 万円	747 万円
	50 万kℓ以上	1,070 万円	1,090 万円
消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査申請手数料			
基礎・地盤検査			
特定屋外タンク貯蔵所			
危険物の貯蔵最大数量	1,000 kℓ以上 5,000 kℓ未満	41 万円	42 万円
	5,000 kℓ以上 1 万kℓ未満	54 万円	56 万円
	1 万kℓ以上 5 万kℓ未満	70 万円	73 万円
	5 万kℓ以上 10 万kℓ未満	92 万円	96 万円
	10 万kℓ以上 20 万kℓ未満	104 万円	109 万円
	20 万kℓ以上 30 万kℓ未満	160 万円	166 万円
	30 万kℓ以上 40 万kℓ未満	182 万円	190 万円
	40 万kℓ以上	203 万円	212 万円
溶接部検査			
特定屋外タンク貯蔵所			
危険物の貯蔵最大数量	1,000 kℓ以上 5,000 kℓ未満	49 万円	53 万円
	5,000 kℓ以上 1 万kℓ未満	63 万円	68 万円
	1 万kℓ以上 5 万kℓ未満	99 万円	103 万円
	5 万kℓ以上 10 万kℓ未満	131 万円	141 万円
	10 万kℓ以上 20 万kℓ未満	172 万円	178 万円
	20 万kℓ以上 30 万kℓ未満	332 万円	343 万円
	30 万kℓ以上 40 万kℓ未満	406 万円	419 万円
	40 万kℓ以上	465 万円	480 万円
岩盤タンク検査			
屋外タンク貯蔵所			
貯蔵物の数量最大	40 万kℓ未満	910 万円	932 万円
	40 万kℓ以上 50 万kℓ未満	1,240 万円	1,260 万円
	50 万kℓ以上	1,700 万円	1,730 万円
消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査申請手数料			
特定屋外タンク貯蔵所			
危険物の貯蔵最大数量	1,000 kℓ以上 5,000 kℓ未満	31 万円	32 万円
	5,000 kℓ以上 1 万kℓ未満	43 万円	46 万円
	1 万kℓ以上 5 万kℓ未満	72 万円	75 万円
	5 万kℓ以上 10 万kℓ未満	96 万円	102 万円
	10 万kℓ以上 20 万kℓ未満	121 万円	130 万円
	20 万kℓ以上 30 万kℓ未満	295 万円	315 万円
	30 万kℓ以上 40 万kℓ未満	362 万円	387 万円
	40 万kℓ以上	417 万円	446 万円
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所			
貯蔵物の数量最大	1,000 kℓ以上 40 万kℓ未満	266 万円	269 万円
	40 万kℓ以上 50 万kℓ未満	319 万円	323 万円
	50 万kℓ以上	479 万円	483 万円

(施行期日)

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 1 2 号 習志野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

業務における情報システムの導入による文書の電子化に伴い、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」及び他の地方公共団体の条例と同様に、公文書の定義に電磁的記録を追加するほか、所要の改正を行うものです。

1 請求対象の拡大

情報公開請求の対象となる公文書に、「電磁的記録」（電子データ）を追加します。

2 情報公開請求手続に関する規定の整備

(1) 1 の改正に伴う公開方法の整備

(2) 情報公開請求等の手続について、法律の規定に合わせ整備します。

(施行期日)

1 及び 2 (1) については、公布の日から起算して 1 年以内の規則で定める日から施行します。

2 (2) については、公布の日から施行します。

議案第 1 3 号 習志野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、同法の規定に合わせ、所要の改正を行うものです。

1 「個人情報」の定義の明確化

「個人識別符号」※を規定し、これが含まれるものは「個人情報」とします。

※指紋データ等の身体的特徴に関する情報、旅券番号など個人に 1 つずつ重複なく付けられる番号で政令により指定される情報

2 自己情報開示請求等の手続に関する規定の整備

自己情報開示請求等の手続について、法律の規定に合わせ整備します。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第 14 号 習志野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

国家公務員退職手当法の改正に伴い、国及び千葉県と同様に、退職手当の支給水準の引下げを行うものです。

次のとおり、退職手当の調整率を引き下げます。

	改正前	改正後
調整率	100分の87	100分の83.7

退職手当の額：基本額（退職日の給料月額×支給率※×調整率）＋調整額

※退職事由・勤続期間により定められる。

（施行期日）

平成30年4月1日から施行します。

議案第 15 号 習志野市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

長期継続契約を締結することができる契約の範囲を拡大するものです。

改正前	改正後
<u>機器の設置を伴う施設警備の委託契約</u>	<u>庁舎の管理、機械警備その他の規則で定める役務の提供を受ける契約であって、翌年度以降にわたり継続的に当該役務の提供を受ける必要があり、かつ、当該契約の履行のために機材若しくは備品の調達又は人材の確保を必要とするもの</u>

（施行期日）

平成30年4月1日から施行します。

議案第 16 号 習志野市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

「信用保証協会法」の改正に伴い、法人に対する融資の際、原則として当該法人の代表者を連帯保証人とする必要がないとされたことから、同様に改正するものです。その他文言整理を行います。

（施行期日）

平成30年4月1日から施行します。

議案第 17 号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険法の改正等に伴い、改正するものです。

1 賦課総額の規定の改正

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が制定され、平成 30 年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に移行します。

これに伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため、政令に合わせて条例を改正するものです。なお、本改正に伴う保険料率の改定はありません。

2 国民健康保険料賦課限度額の改定

保険料の賦課限度額について政令を引用する規定に改め、今後は政令と同額になるように改正します。

平成 30 年度の限度額は、次のとおりです。

区 分	改正前	改正後
基礎賦課限度額 (医療分)	<u>54 万円</u>	<u>58 万円</u>
後期高齢者支援金等 賦課限度額 (支援金分)	19 万円 (改正なし)	
介護納付金賦課限度額 (介護分)	16 万円 (改正なし)	
限度額合計	<u>89 万円</u>	<u>93 万円</u>

3 保険料軽減制度^{※1}の基準額の改定

低所得世帯を対象とした 5 割軽減、2 割軽減の対象となる所得の基準額について政令を引用する規定に改め、今後は政令と同額になるように改正します。

平成 30 年度の基準額は、次のとおりです。

減額割合	基 準 額	
	改正前	改正後
7 割	33 万円 (改正なし)	
5 割	33 万円 + (<u>27 万円</u>) × 世帯に属する被保険者数 (収入の目安: 188 万円) ^{※2}	33 万円 + (<u>27 万 5 千円</u>) × 世帯に属する被保険者数 (収入の目安: 190 万円) ^{※2}
2 割	33 万円 + (<u>49 万円</u>) × 世帯に属する被保険者数 (収入の目安: 283 万円) ^{※2}	33 万円 + (<u>50 万円</u>) × 世帯に属する被保険者数 (収入の目安: 287 万円) ^{※2}

※1 世帯の所得が基準額に達しない低所得世帯について、保険料のうち被保険者 1 人につきかかる「被保険者均等割」と 1 世帯ごとにかかる「世帯別平等割」の 7 割・5 割・2 割をそれぞれ軽減する制度

※2 () 内は、3人世帯(夫婦、子 1 人で夫の給与収入のみ)と仮定したときに、基準となる所得額を収入で表した目安

4 その他

法令の規定に合わせた文言整理を行います。

(施行期日等)

平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以後の年度分の保険料から適用します。

議案第 18 号 習志野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正に伴い、保険料の徴収対象者の改正を行うものです。

法律の改正により、住所地特例※の対象が拡大されます。

これに伴い、本市が保険料を徴収する被保険者に、この改正により千葉県後期高齢者医療広域連合に加入することとなる被保険者を追加します。

※特別養護老人ホーム等の施設に入所するために他の広域連合から転入してきた者について、入所前の住所地の広域連合の被保険者とする制度

（施行期日）

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 19 号 習志野市立デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

「介護保険法」及び「老人福祉法」の改正に伴い、白鷺園及び東部デイ・サービスセンターの事業等に関する規定の改正を行うものです。

（施行期日）

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 20 号 習志野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一
部を改正する条例の制定について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の改正に伴い、次の条例で引用している条項番号を改正するものです。

- 1 習志野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 2 習志野市発達相談センターの設置及び管理に関する条例
- 3 習志野市立デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例
- 4 習志野市東部保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

（施行期日）

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 21 号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行令の改正等に伴い、改正するものです。

1 介護保険料及び基準所得金額の改定

第 1 号被保険者（65 歳以上の者）に係る平成 30 年度から 3 年間の保険料を次のように改定します。

改正前			改正後		
所得段階	対象となる 基準所得金額等	保険料／年	所得段階	対象となる 基準所得金額等	保険料／年
第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（市町村民税世帯非課税） ・市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 80 万円以下）	2 万 6,540 円 （保険料軽減後の額は、2 万 3,720 円）	第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（市町村民税世帯非課税） ・市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 80 万円以下）	3 万 350 円 （保険料軽減後の額は、2 万 7,120 円）
第 2 段階	市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 80 万円超 120 万円以下）	3 万 6,710 円	第 2 段階	市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 80 万円超 120 万円以下）	4 万 1,970 円
第 3 段階	市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 120 万円超）	4 万 660 円	第 3 段階	市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 120 万円超）	4 万 6,490 円
第 4 段階	本人が市町村民税非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 80 万円以下）	5 万 830 円	第 4 段階	本人が市町村民税非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 80 万円以下）	5 万 8,110 円
第 5 段階	本人が市町村民税非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 80 万円超）	5 万 6,480 円 （基準額）	第 5 段階	本人が市町村民税非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計 80 万円超）	6 万 4,570 円 （基準額）
第 6 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 120 万円未満）	6 万 2,120 円	第 6 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 120 万円未満）	7 万 1,030 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 120 万円以上 <u>190 万円</u> 未満）	7 万 3,420 円	第 7 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 120 万円以上 <u>200 万円</u> 未満）	8 万 3,940 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <u>190 万円</u> 以上 <u>290 万円</u> 未満）	8 万 4,720 円	第 8 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <u>200 万円</u> 以上 <u>300 万円</u> 未満）	9 万 6,860 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <u>290 万円</u> 以上 400 万円未満）	9 万 3,190 円	第 9 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <u>300 万円</u> 以上 400 万円未満）	10 万 6,540 円

第 10 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 400 万円以上 500 万円未満）	10 万 1,660 円	第 10 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 400 万円以上 500 万円未満）	11 万 6,230 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 500 万円以上 600 万円未満）	10 万 7,310 円	第 11 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 500 万円以上 600 万円未満）	12 万 2,680 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 600 万円以上 700 万円未満）	11 万 2,960 円	第 12 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 600 万円以上 700 万円未満）	12 万 9,140 円
第 13 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 700 万円以上 800 万円未満）	12 万 1,430 円	第 13 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 700 万円以上 800 万円未満）	13 万 8,830 円
第 14 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 800 万円以上 1,000 万円未満）	12 万 9,900 円	第 14 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 800 万円以上 1,000 万円未満）	14 万 8,510 円
第 15 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 1,000 万円以上 1,500 万円未満）	13 万 8,370 円	第 15 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 1,000 万円以上 1,500 万円未満）	15 万 8,200 円
第 16 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 1,500 万円以上）	14 万 1,200 円	第 16 段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 1,500 万円以上）	16 万 1,430 円

2 介護保険料の所得段階の判定に関する基準の改正

介護保険料の所得段階の判定に用いる合計所得金額について、これまで譲渡所得に係る特別控除額を差し引く前の額でしたが、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた後の額とします。

3 過料を科する対象範囲の拡大

介護保険法の改正に伴い、過料を科する対象範囲を拡大します。

	改正前	改正後
対象者	・被保険者 ・第 1 号被保険者の配偶者 ・第 1 号被保険者の世帯主その世帯に属する者又はこれらであった者	・被保険者 ・被保険者の配偶者 ・被保険者の世帯主その世帯に属する者又はこれらであった者

（施行期日等）

平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度以後の年度分の保険料から適用します。

議案第 22 号 習志野市建築関係手数料条例及び習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

建築基準法の改正に伴い、条例で引用している条項番号の改正その他の文言整理を行うものです。

(施行期日)

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 23 号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所	習志野市奏の杜
氏 名	赤 澤 智津子 (あかざわ ちづこ)
任 期	4 年 (新任)

議案第 24 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員として選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所	習志野市谷津
氏 名	福 田 佐知子 (ふくだ さちこ)
任 期	4 年 (新任)

議案第 25 号 市道の路線認定について

認定する路線は 1 路線です。

認定 1 路線

認 定 理 由	路 線 名
千葉県からの譲与に伴うもの	泉町二丁目 08-099 号線

議案第 26 号 財産の取得について（（仮称）秋津近隣公園用地）

（仮称）秋津近隣公園用地を取得するものです。

1 取得する土地の表示

所在地番	地目	地積
習志野市秋津五丁目 4 番 6	雑種地	12,503.86 m ²
習志野市秋津五丁目 4 番 7	雑種地	62.54 m ²

- 2 取得の目的 （仮称）秋津近隣公園用地
- 3 取得価格 8 億 8,712 万 8,004 円に実質借入れ金利による利息を加えた額
- 4 取得の相手方 習志野市秋津三丁目 7 番 1 号
一般財団法人 習志野市開発公社
理事長 志 村 豊